

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する
明細書事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(五)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
	耐 用 年 数	6		年		年		年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
帳 簿	差 引 取 得 価 額 (7)－(8)	9						
	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△		外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
価 額	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外	
	合 計 (13)＋(14)＋(15)	16						
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	17						
	旧定率法又は定率法の 償却額計算の基礎となる金額	18						
	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)－(9)× $\frac{10}{100}$	19						
	旧定額法の償却率	20						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円		円
	旧定率法の償却率	22						
	算 出 償 却 額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円		円		円
	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24						
	定額法の償却率	25						
	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26		円		円		円
	定率法の償却率	27						
	算 出 償 却 額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円		円
当 期 分 の 特 別 償 却 限 度 額	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29						
	特別償却限度額	30	(外)		(外)		(外)	
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	31						
	合 計 (29)＋(30)＋(31)	32						
	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33						
	当期償却可能限度額	34						
	当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	35						
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36						
償 却 超 過 額	償 却 限 度 額 (35)＋(36)	37						
	当 期 償 却 額	38						
	償 却 不 足 額 (37)－(38)	39						
	償 却 超 過 額 (38)－(37)	40						
	前 期 か ら の 繰 越 額	41	外		外		外	
	当期容損額 償却不足によるもの	42						
特 別 償 却 不 足 額	積立金取崩しによるもの	43						
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)	44						
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (44)と(40)と(41)のうち少ない金額	45						
	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	46						
	差引翌期への繰越額 (45)－(46)	47						
	繰越内 期越沢 へ額の の	48	平	・	・	平	・	・
備 考	当期分不足額	49						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (49)と(42)と(40)のうち少ない金額	50						

別表十六（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が取替資産について取替法により償却額を計算する場合に記載します。
この場合、措置法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。
なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六（一）又は別表十六（二）の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。
 - (1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項《減価償却に関する明細書》若しくは法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（令第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合の令第63条第2項の規定による合計表による場合又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》（規則第37条第3項《個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合の規則第27条の14に規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「旧定額法の償却率20」、「旧定率法の償却率22」、「定額法の償却率25」、「定率法の償却率27」、「翌期への繰越額の内訳」の「48」及び「49」の各欄の記載を要しません。
 - (2) 「特別償却限度額30」の括弧の中には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の割合を記載し、同欄の外書には、措置法第42条の6第5項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》、第42条の12の5第5項《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》若しくは第52条の3《準備金方式による特別償却》又は第68条の11第5項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》、第68条の15の6第5項《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》若しくは第68条の41《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合のその金額を記載します。なお、この外書のコレは、別表十六（九）「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期積立限度額」の「当期の特別償却限度額8」へ移記します。
 - (3) 「償却不足額39」は、措置法第42条の6第3項若しくは第4項若しくは第42条の12の5第3項若しくは第4項又は第68条の11第3項若しくは第4項若しくは第68条の15の6第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける取替資産については、記載を要しません。
 - (4) 当期前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等（令第48条第5項第3号《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価換え等（以下「評価換え等」といいます。）のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等（以下「期中評価換え等」といいます。）以外のものをいいます。）が行われた取替資産又は当期以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた取替資産についての記載は、評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額7」の外書に記載します。この場合、「差引取得価額9」の記載に当たっては、当該外書のコレを「7」に含めて計算します。
また、令第48条第5項第3号ロ《減価償却資産の償却の方法》に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ニに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ハに規定する連結時価評価によりその帳簿価額が減額された金額（当該減価償却資産について当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度の直前の事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額又は当該連結時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該損金に算入されなかった金額を控除した金額）を「差引帳簿記載金額13」の外書に記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては、当該外書のコレを「13」から控除して計算します。
 - (5) 当該取替資産について法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合の記載については、次によりします。
 - イ 旧定額法又は定額法による場合
当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「償却不足によるもの42」、「積立金取崩しによるもの43」、「差引合計翌期への繰越額44」の記載に当たっては、当該外書のコレを「41」に含めて計算します。
 - ロ 旧定率法又は定率法による場合
当該帳簿記載等差額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては、当該外書のコレを「15」に含めて計算し、「償却不足によるもの42」、「積立金取崩しによるもの43」、「差引合計翌期への繰越額44」の記載に当たっては、その外書のコレを「41」に含めて計算します。